

NPO法人の申請・届出等の手続きがオンラインでできるようになります

青森県では、令和6年3月1日から、青森県内に主たる事務所を置くNPO法人を対象に、内閣府NPO法人ポータルサイト内にある「ウェブ報告システム」の運用を開始します。

※これまでどおり、書面（郵送・来所）による申請・届出等も可能です。

ウェブ報告システムでできること

- 申請・届出等の提出・修正等がオンラインで完結します。
（手続例：事業報告書の提出、定款変更の申請、役員変更の届出）
- 活動計算書等の財務諸表の自動計算が可能です。
- 申請・届出等の情報がシステム内に保存され、情報の履歴を管理しやすくなります。
- 書類作成作業の支援者（行政書士等）にシステムの利用アカウントを付与することで、申請・届出等の手続の支援を効率的に受けられます。

ご確認ください

- ウェブ報告システムのご利用には、アカウント登録または、GビズIDが必要です。
- 登記事項証明書の提出が必要な手続においては、引き続き、登記事項証明書の原本の提出が必要です。

- ウェブ報告システムのアカウント新規登録はこちらから

NPO法人ポータルサイト アカウント 検索

<https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/create/confirmation>

- ※ システム利用マニュアルもこちらからダウンロードできます。



- システムの操作に関するお問い合わせ先
サポートデスク（内閣府）
TEL：0120-876-531
（平日9:30～11:59、13:00～18:15）

お問合せ先 青森県環境生活部県民生活文化課

TEL：017-734-9208 Email：npo@pref.aomori.lg.jp

